



令和2年7月豪雨により自動車が被災したみなさまへ（お知らせ）

～被災地域の車庫証明・住民票などの有効期間を延長します～

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和2年7月豪雨による被害の状況にかんがみ、特定被災地域（※）内に住所を有する自動車の所有者又は使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者について、自動車登録申請に添付する以下の書面の有効期間を延長します。

※「特定被災地域」

令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下、北陸信越運輸局管内（令和2年7月14日現在）のみ抜粋）

- ・長野県（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町）

最新の特定被災地域は、内閣府ホームページで確認できます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

提出書類	延長対象	延長期限
自動車保管場所証明書	令和2年5月25日から令和2年7月3日に発行されたもの	令和2年12月28日
自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び使用者の住所を証する書面等	令和2年4月3日から令和2年7月3日に発行されたもの	令和2年12月28日
印鑑証明書※2	令和2年4月3日から令和2年7月3日に作成されたもの	令和2年12月28日
登録手続き等申請期限※1	特定非常災害により期限までに履行できなかった申請	令和2年10月30日

※1 令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

※2 国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）

詳細は、運輸支局等の登録担当窓口におたずね下さい。

松本自動車検査登録事務所 050-5540-2043

※案内が流れたら、「037」でオペレータにつながります。

※登録番号か車台番号を確認して相談してください。